

ハンターの皆さんへ

狩猟による事故防止

～基本的な安全対策の徹底を～

平成29年12月23日、多賀町久徳において、狩猟中の県外銃砲所持者が散弾銃を発砲したところ、約100メートル離れた民家軒下にいた女性の右足に散弾と思われるものが当たり、負傷する事故が発生しています。

出猟の際には、絶対に事故を起こさないため、次のことに十分注意してください。

猟銃等取扱い五原則

- ◎ 銃口は、人のいる方向には絶対に向けない
- ◎ 実包の装てんは、発射直前までしない
- ◎ 薬室は、発射するとき以外は脱包して必ず解放しておく
- ◎ 銃は、常に自己の管理下におく
- ◎ 銃は、酒気を帯びているとき等は手にしない

～共猟における事故防止～

- 識別しやすい服装を着用する（安全ベスト着用!!）
- リーダーの指揮下で行動する
- 猟場の地形及び仲間の位置関係を十分に把握する
- 発射の際には、矢先及び矢先の周囲に人がいないかをしっかり確認する

お問い合わせ

滋賀県自然環境保全課

電話番号 077-528-3483

滋賀県警察本部

電話番号 077-522-1231